

議事1 消費税率引上げに伴う協議路線のバス運賃の値上げについて

(1) 対象路線及び現行の運賃体系

八代市 市街地循環バス …… 均一150円運賃
(みなバス、まちバス、ゆめバス)
その他路線バス …… 対キロ制運賃

初乗り	150円
上限	200円

※免許返納者割引乗車証所有者、小学生、障害者手帳所有者等の運賃は大人運賃の半額。

(2) バス運賃の値上げに関する考え方

「現行上限額運賃〔8%〕(B)」の「端数処理前(A)」に110/108を乗じた額「端数処理前(C)」の10円未満の端数を四捨五入することにより「税転嫁後上限運賃〔10%〕(D)」を算出する。

裏面 「■税転嫁後上限運賃表」

「現行上限額運賃〔8%〕(B)」

↓

「端数処理前(A)」×110/108＝「端数処理前(C)」…10円未満の端数を四捨五入

↓

「税転嫁後上限運賃〔10%〕(D)」

(3) 消費税率引上げ後の運賃(案)

市街地循環バス …… 均一160円運賃
その他路線バス …… 対キロ制運賃

初乗り	160円
160-170円区間	⇒ 170-180円区間
180-200円区間	⇒ 変更なし
上限	200円

※免許返納者割引乗車証所有者、小学生、障害者手帳所有者等の運賃は変更しない。

(4) 公共交通会議で承認を得た後のスケジュール

令和元年8月上旬 …… 『協議が調った証明書』の発行(公共交通会議)
中旬 …… 九州運輸局へ協議路線の運賃変更届を提出(産交バス)
9月 …… 利用者等への周知(産交バス、八代市)
10月1日 …… 新たな運賃による運行開始(産交バス)

■税転嫁後上限運賃表

(運賃転嫁方法：上限運賃の8%端数処理前に110/108を乗じる)

距離	端数処理前 A	現行上限運賃 (8%) B	端数処理前 C (A × 110/108)	税転嫁後上限運賃 (10%) D	現行との差 D - B	変更上限運賃
0.1 ~ 2.2km	154.29	150	157.147	160	10	160
2.3 ~ 2.3km	164.57	160	167.618	170	10	170
2.4 ~ 2.7km	174.86	170	178.098	180	10	180
2.8 ~ 2.9km	180.00	180	183.333	180	0	180
3.0 ~ 3.1km	185.14	190	188.569	190	0	190
3.2 ~ 3.4km	195.43	200	199.049	200	0	200
3.5 ~ 3.7km	205.71	210	209.519	210	0	210
3.8 ~ 3.9km	216.00	220	220.000	220	0	220
4.0 ~ 4.2km	226.29	230	230.481	230	0	230
4.3 ~ 4.4km	236.57	240	240.951	240	0	240
4.5 ~ 4.7km	246.86	250	251.431	250	0	250
4.8 ~ 5.0km	257.14	260	261.902	260	0	260
5.1 ~ 5.2km	267.43	270	272.382	270	0	270
5.3 ~ 5.5km	277.71	280	282.853	280	0	280
5.6 ~ 5.8km	288.00	290	293.333	290	0	290
・	298.29	300	303.814	300	0	300
・	308.57	310	314.284	310	0	310
・	318.86	320				320
・	329.14	330				340
・	339.43	340				350
・	349.71	350				360
・	360.00	360				370
・	370.29	370	377.147	380	10	380
・	380.57	380	387.618	390	10	380
・	390.86	390	398.098	400	10	390
・	401.14	400	408.569	410	10	400
	411.43	410	419.049	420	10	410
	421.71	420	429.519	430	10	420
	432.00	430	440.000	440	10	430
	442.29	440	450.481	450	10	440
	452.57	450	460.951	460	10	450



据え置き

八代市内を運行する路線
バスの上限運賃が200
円であるため、対象外

据え置き
※現行380円
以上は据え置き

議事2 消費税率引上げに伴う市街地循環バス回数券の内容見直しについて

消費税率引上げに伴い市街地循環バスの運賃を160円とすることに合わせて、産交バス株式会社が発行している『循環バス回数券』についても内容を変更する。

現 行

○内 容 循環バスの乗車券（150円）×10枚綴り : 1,000円

1枚あたり：100円（現行運賃150円と比べて50円の割引）
（割引率：33.3%）

変 更 案

【変更内容】

○内 容 循環バスの乗車券（80円）×19枚綴り : 1,000円

1枚あたり：52.6円
2枚で105円（新運賃160円と比べて55円の割引）
（割引率：34.2%）

【変更理由】

現在、市街地循環バスでは、免許返納者割引乗車証*所有者、小学生、障害者手帳所有者等は、大人運賃（150円）の半額（80円）で利用することが可能であるが、循環バス回数券は乗車券1枚が150円で設定されているため、回数券の利用ができない。

また、本市で実施した出前講座等においても、身体障がい者団体等や運転免許証返納者から半額回数券設定の要望があっている。

このようなことから、大人運賃だけの回数券から免許返納者割引乗車証*所有者、小学生、障害者手帳所有者等乗車券に対応した1枚が80円回数券に変更する。

※免許返納者割引乗車証・・・産交バス株式会社が発行する「65歳以上の免許証返納者」を対象とした割引乗車証

議事3 消費税率引上げ後における150円回数券所有者の運賃支払い方法について

消費税率引上げ(令和元年10月1日)後において、150円回数券を所持している利用者の運賃支払方法については、150円の乗車券と併せて10円を追徴することとする。

令和元年9月30日まで

150円乗車券のみ

令和元年10月1日から

150円乗車券

+



その他 循環バス回数券の販売状況について

